

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

資料 2 - 4

(令和3年6月23日付け3初児生第14号)

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることから、児童生徒の自殺予防に関する取組の強化を促す通知を発出。
- 特に、令和2年中の児童生徒の自殺者数は499人で、前年と比較して大きく増加、そのうち、女子中高生は209人で、前年比約1.7倍となっていることを明記し、各教育委員会等に対し注意を喚起。

通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和2年中における児童生徒の自殺者数は499人で、前年と比較して大きく増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は209人で、前年と比較して約1.7倍となっていることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することを周知。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- 児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。
- 「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境を整備すること。
- 「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。
- GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられること。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口や、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口を周知しておくこと。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

(4) ネットパトロールの強化

- 教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。